

公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会会員規程

(趣旨)

第1条 定款第5条に規定する会員に係る定めについては、この規程により定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、本県の民生委員児童委員（政令指定都市を除く。）として委嘱され、民生委員法第20条で定める市町村の地区民生委員児童員協議会（以下「地区民児協」という。）に加入している者並びに本会への趣旨に賛同し加入した者をいう。

2 市町村民生委員児童委員協議会長（以下「市町村民児協会長」という。以下同じ）及び地区民児協は、会員の加入にあたり本会への加入について十分説明を行うこと。

3 市町村民児協会長及び地区民児協は、民生委員児童委員の任期満了に伴う一斉改選及び補充に併せて加入した会員について、市町村民生委員児童委員協議会を通じ、本会に 氏名、生年月日、委嘱年月日等の会員名簿を提出するものとする。

(会費)

第3条 会員は会費を納入するものとする。

2 会費は、一人年額4,400円とする。（うち700円は全国民生委員児童委員連合会への拠出金）

3 会費は一括納入とし、市町村民生委員児童委員協議会を通じ毎年7月末日までに納入するものとする。

(会費の減免)

第4条 会長は、会員に特別の理由があると認めるときは、会費を減免することができる。

(退会・除名)

第5条 会員は、次の場合に退会するものとする。

(1) 民生委員児童委員の任期を終了し継続しないとき

(2) 民生委員児童委員を辞任したとき

(3) 除名されたとき

2 会員は会の名誉を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

3 地区民児協は会員が同条第1項第2号及び第3号により退会した場合、本会に報告するものとする。

(報告等)

第6条 本会は会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告
- (2) 会の発行、発刊する機関紙、パンフレット等の配布
- (3) 会の発刊する社会福祉関係資料その他の資料の配布
- (4) 会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 会の実施する大会、講習会、研修会への参加案内

(雑則)

第7条 この規程に定めない事項については必要があるときは、会長がこれを定める。

附則

この規程は、昭和59年8月10日から施行する。

1. 平成2年4月1日から施行する。 一部改正
2. この規程は、公益財団法人への移行認可により平成25年4月1日から施行する。
これにより、従前の規程については、平成25年3月31日付けで廃止する。